

「子育て支援」について

1 島根の少子化対策（ソフト事業）

青少年家庭課

1. 少子化の要因・背景 【資料1】

- ▽ 島根県の現状は、全国平均を上回る勢いで少子化が進行しており、合計特殊出生率は全国的には高位の 1.50 前後で推移しているものの、平成 21 年度の出生数は 5,601 人で、前年の 5,685 人から 84 人減少している。
- ▽ また、本県においては、全国より 6 年早い平成 3 年に、年少人口（15 歳未満）と老年人口（65 歳以上）が逆転しており、少子・高齢化が進んでいる。

【要因】

①未婚化・晩婚化の進行

- 結婚観や価値観の変化
- 結婚に対する負担（感）

②夫婦の出生児数の減少

- 子育て負担の増大
 - ・家庭の養育機能の低下
 - ・世代間の育児知識の継承の困難性
 - ・子育て等に関する近隣の助け合いの減少
 - ・子育ての経済的負担の増大
- 仕事と子育ての両立の困難性

次世代育成支援行動計画
「しまねっ子すくすくプラン」

島根県少子化に関する意識調査（H21.3月）

（問）「子育てをするうえでの負担や不安の有無」

（答）非常に・どちらかというと感じている・・・71.8%

（理由）子どもを育てるのにお金がかかる・・・70.9%

親としての責任を果たすことができるか不安・・・37.6%

仕事と子育ての両立が難しい・・・31.7%

（問）「子育て環境整備のために行政に期待する施策」

（答）子育てに伴う経済的負担を軽くする・・・84.9%

時短・育休などの職場環境の改善・・・49.0%

子どもが犯罪等の被害にあわない安全・安心な環境の整備・・・36.8%

妊産婦や乳幼児に対する健康診査、保健師道など、保健医療体制を充実する・・・33.4%

保育サービスや放課後児童対策の充実・・・33.0%

③子どもを産む世代の人口減少

- 若者の県外流出

若者の定住対策

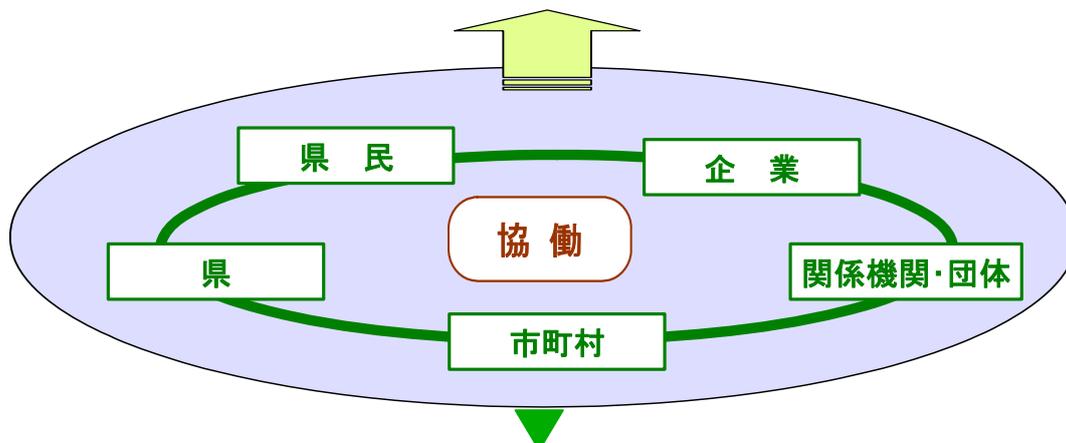
2. 目指す社会像

- ▽ 島根には、豊かな自然や優れた伝統、文化が残り、しっかりと継承される一方で、都市部では失われてしまった地域社会でのつながりや、温かな人間関係が連綿と受け継がれてきており、家庭を持って子どもを育てていく上で、大きな魅力ではあるが、少子化の進行は、今の社会が「子どもを生み、育てにくい社会」となっている現実を物語っている。
- ▽ 行政、企業、地域、家庭など社会を構成するすべてがこのことを真摯に受け止め、子どもを生み育てたいと願うすべての人が、自分らしい生き方をしつつ地域の人々に温かく支えられ、安心と、喜びと、誇りを持って子どもを生み育てることができ、子どもが、豊かな自然や文化、地域の温もりに包まれて、心身ともに健やかでたくましく育つ社会（＝県民だれもが「子育てするなら島根が一番」と感じられる社会）の実現に向けて、本県社会のあらゆる力を結集して取り組みを進める必要がある。

【「しまねっ子すくすくプラン」で目指す社会像】

「子育てするなら島根が一番」と感じられる社会」

- 子どもを生み育てたいと願うすべての人が、自分らしい生き方をしつつ地域の人々に温かく支えられ、安心と、喜びと、誇りを持って子どもを生み育てることができる社会
- 子どもが、豊かな自然や文化、地域の温もりに包まれて、心身ともに健やかでたくましく育つ社会



<基本理念>

- I 子育て・子育てをみんなで支える地域づくり
- II 安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備
- III しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

3. 県の具体的な施策

①しまね子育て支援プラス事業

事業目的

本県においては、中山間地域や離島などにおいて、対象児童数やニーズの絶対量が国の補助制度の対象に達しないなど、地域特有の課題も多く抱えている。

このため、県としては市町村と連携し、地域の実情に応じたきめ細かい子育て支援の取組を支援することにより、より一層きめ細かい子育て支援環境を県民に提供する。

事業概要

事業名	概要	予算額(千円)
・ 交付金事業	対象となる27のメニューの中から、市町村が取組みたいものを選択して実施する。 ※メニュー表は別紙のとおり	74,000 (0)
・ 人材養成講座事業	病児・病後児、障がい児の預かりの人材を養成するため、人材養成講座を開催する。	6,000 (0)
計		80,000 (0)

②こっころ事業

事業目的

行政・企業・地域など社会全体で子育てを支援するため、「こっころ」を‘地域みんな子育て支援’の統一ブランドとし、こっころパスポート事業による官民一体となった啓発活動、また、地域における子育て支援団体への助成などにより、子育てを応援する地域づくりを目指す。

事業概要

事業名	概要	予算額(千円)
こっころパスポート事業	子育て支援サービスを提供する協賛企業をHP等によりPRし、社会全体で子育てを応援する気運を醸成する	2,000 (2,000)
こっころ助成事業	協賛企業、子育て支援団体のこっころパスポートを活用する自主的な子育て支援活動へ補助金を交付する	2,000 (2,000)
こっころ大賞(表彰)	①ことのは②子育て支援団体③こっころカンパニー④こっころ協賛店の4分野での表彰する	2,644 (2,644)
こっころ隊育成事業	①子育て団体の登録と講師派遣②子育て支援に取り組むモデル的な地域・団体への補助金交付し地域の子育て団体等を支援する	4,900 (4,900)
計		11,544 (11,544)

()内 一般財源

4. 今後の検討課題

(1) 国の支援の裏付けが不透明な中で、当面県として子育て支援をどこまですべきか。

- ①国は自治体の少子化対策を「安心こども基金」「次世代育成支援対策交付金」で支援しているが、基金は H22 度までの措置であり、また交付金は補助対象が限定されている。
- ②基金を財源にしたプラス事業は、地域の実情に応じた市町村の創意工夫に満ちた取組を支援するものであるが、来年度以降の財源の目途はたっていない。
- ③プラス事業にはこれまで県が実施してきた学童保育等の運営費補助も移行しており、市町村からは継続支援（「はしごを外さないでほしい」）が強く要望されている項目もある。

◆継続して市町村を支援しているメニュー

NO.2 身近な地域での子どもの預かり事業・NO.4 民間施設等を場とする学童保育事業
 NO.10 子育て講座事業・NO.26 再就職支援講座事業・NO.27 両立支援講座事業
 (事業額の推移) (千円)

H18	H19	H20	H21	H22
16,598	12,271	14,798	15,445	29,650
(16,598)	(12,271)	(14,798)	(15,445)	(0)

() 内 一般財源

- 注 1) H18 ～ H21 は交付申請額ベース
 注 2) H22 は上記 5 メニューの市町村要望額ベース

(2) 国の子育て支援については、今後基礎自治体を重視する方向性が示されたが、このとき県は子育て支援の分野でどのような役割を担うべきか。

- ① H22.6.29 に政府の少子化社会対策会議において決定された「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」によると、今後は子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村（基礎自治体）が制度を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築することとされている。
- ②県は、広域自治体として、広域調整や情報提供などの支援を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、県が主体となって行う事業を行うこととされている。

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」

- ◆実施主体は市町村とし、新システムに関する財源を一本化し、市町村に包括的に交付。
- ◆子ども手当等の「基礎給付」と「両立・保育・幼児教育給付（仮称）」の2階建ての給付設計。
- ◆社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担
- ◆幼保一体化
- ◆新システム実施体制の一元化

- ③こっころ事業のように、県民気運の醸成を目的とした事業は、市町村単位での実施にはなじまない。

(3)「子ども・若者育成支援推進法」において求められている、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を行う上で、県としてはどのような役割を担い、どのような支援をすべきか。

● 県の役割

- ① 法は、都道府県及び市町村に対し、国の定める子ども・若者育成支援推進大綱を勘案し、子ども・若者育成支援に関する計画の作成に努めるよう求めている。
- ② また、地方公共団体において、「子ども・若者総合センター」及び「子ども・若者支援地域協議会」の設置についても努めるよう、法で求められている。
- ③ 当面の県の取り組みとして考えられるものは、次のとおり。
 - ◆子ども・若者育成支援のための施策を推進するため、今後示される予定の国の大綱を踏まえ、現在の青少年育成の指針である「しまね青少年プラン」（通称「スサノオプラン」）の改訂を行い、法に定める県計画として位置付ける。
 - ◆現在県内4市に設置している「子ども支援センター」の「子ども・若者総合センター」への活用や、「子ども・若者支援地域協議会」の設置のあり方について検討を進める。

● 支援のあり方

- ① 支援にあたっての県と市町村との役割分担に関しては、住民に対する個別具体的な支援は身近な市町村で行い、都道府県はそのバックアップをするという一般的な原則を基本としながら検討する必要がある。
- ② 県内市町村においては、困難を有する子ども・若者に対し、地域の関係機関等が連携しながら必要な支援が行われるよう、ネットワーク化に向けた動きも出始めており、県としてもこれと連携・呼応した取り組みが必要となっている。
- ③ 県では、「安心こども基金」を財源とする「しまね子育て支援プラス事業」において、引きこもりや不登校者など困難を有する子ども・若者を対象とした市町村の取り組みを支援しているが、来年度以降の財源の目途はたっていない。

2 母子保健対策（母子保健の観点からの子育て支援）

健康推進課

1. 施策の背景

○公衆衛生施策や医療水準の向上などによってわが国は世界一の母子保健水準を達成しているが、母子を取り巻く社会環境の変化は大きいため、時代・環境などに即した支援策が必要である。

特に母子保健に関する下記のような課題が出現している。

- ・夫婦の10～15%が不妊であるといわれ、今般の晩婚化に伴い、不妊治療のニーズは更に高まっている。
- ・周産期死亡率や乳児死亡率は減少傾向にあるが、近年はその減少傾向が鈍化している。
- ・出生数は減少しているが、低出生体重児の出生割合は増加傾向にある。
- ・医療依存度の高い児の増加に伴い、その支援の必要性が一段と増している。

2. 施策の目的・目標・状況など

○安心して妊娠・出産ができる環境を整備し、親と子の心と体の健康の保持増進を目指す。

- ・未熟児及び長期療養を必要とする児などのハイリスク児等への支援について、地域の関係者とのネットワーク体制を強化し、その推進を図る。
- ・健やか親子しまね計画の推進を図るとともに、その推進状況を評価し、効果的な母子保健対策を進め、母子保健に係る関係者の資質向上を図る。

○成果指標とその現状値・目標値

成果指標	H19年度実績	H20年度実績	⇒	H23年度目標
①周産期死亡率	4.0人	3.9人	⇒	3.6人
②子育てに自信のないと回答した母親の割合（3歳児の母親）	16.6%	15.9%	⇒	16.0%

①出産数1千あたり妊娠満22週以後の死産数と生後1週間未満の早期新生児死亡数の合計です。平成18年度の全国1位の数値を目標としています。

②「乳幼児健診アンケート」において「子育てに自信がない」と回答した割合です。

3. 具体的な事業内容

事業名	事業の概要	予算額:千円 (一般財源)
不妊専門相談センター事業	県立中央病院に不妊専門相談センターを委託設置し、不妊に悩む夫婦等を対象とした専門医師や助産師等による電話・面接・メールによる相談を行う。 また、不妊治療に対する正しい理解を普及させるための広報や検討会・セミナー等を実施する。	2,581 (1,291)
特定不妊治療費助成事業	体外受精及び顕微授精の治療を受けている戸籍上の夫婦に対し、1年度あたり治療1回につき15万円を上限として、年度2回まで通算5年間の助成を行う。	109,635 (54,881)
お産あんしんネットワーク事業	周産期における高度専門的な医療を効果的に提供するため、総合周産期母子医療センター(県立中央病院)、地域周産期母子医療センター(松江赤十字病院・益田赤十字病院)への助成等を行う。	36,964 (2,913)
未熟児等ハイリスク児保健・医療連携事業	未熟児等ハイリスク児の退院時の保護者面接や訪問指導等を行うことによって保護者の精神的負担の軽減や育児支援などを実施するとともに、退院後の家庭生活支援を円滑に行うため、医療機関と保健所等による未熟児保健・医療連携会議を開催する。	484 (484)
先天性代謝異常検査	新生児に対して、重症身障者など特に精神発達に障がいを生じるおそれのある先天性代謝異常等についてマススクリーニング検査を実施することにより、疾病の早期発見・早期治療を行い、予防対策の強化を図る。	15,148 (15,148)
長期療養児支援事業	長期にわたり療養を必要とする児童に対し、家庭看護、食事、歯科保健等に関する指導を行うとともに、福祉制度の紹介、精神的支援、学校との連絡調整、その他日常生活に関する相談・指導を行う。	1,133 (757)

4. 今後の検討課題

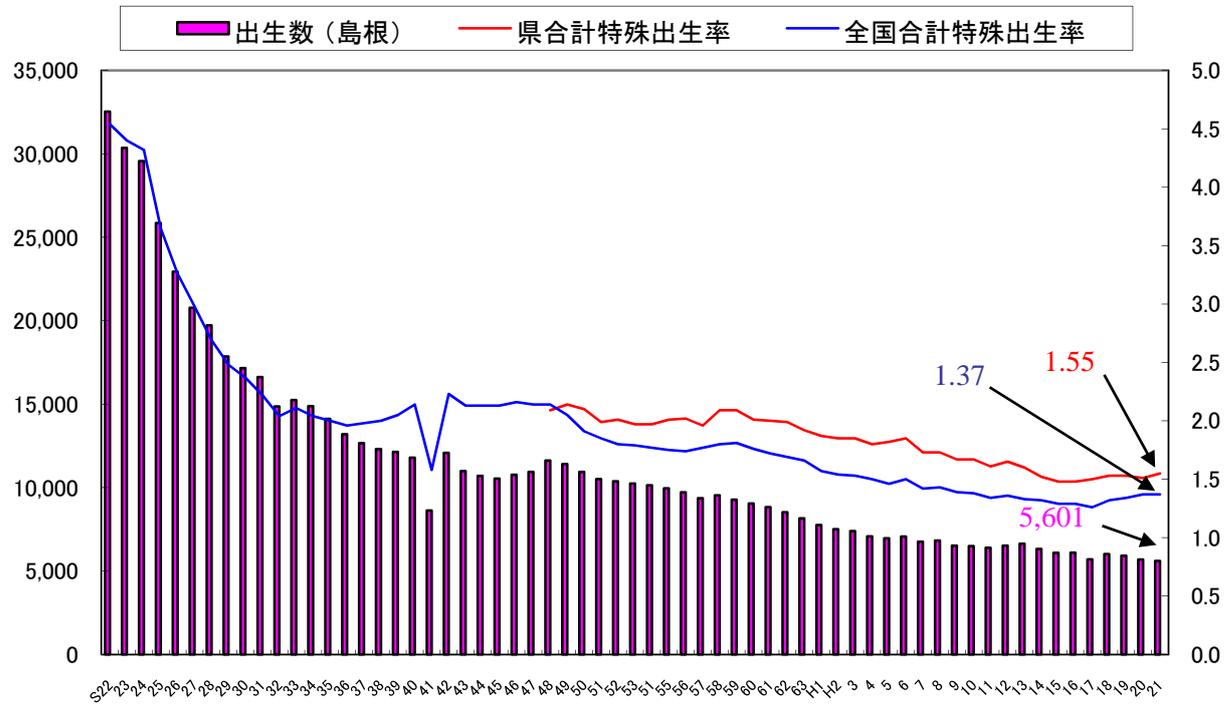
- 不妊に対する正しい知識や社会の理解を促進させるために有効と考えられる新たな対策として、どのようなことが考えられるか。
- 妊産婦の健康管理の促進、子育て不安、産後うつに早期に対応するための効果的な支援をどのように行っていけばよいか。
- 医療的ケアが必要な児や家族が地域で安心して生活できるために必要な新たな対策として、どのようなことが考えられるか。

しまね子育て支援プラス事業 メニュー

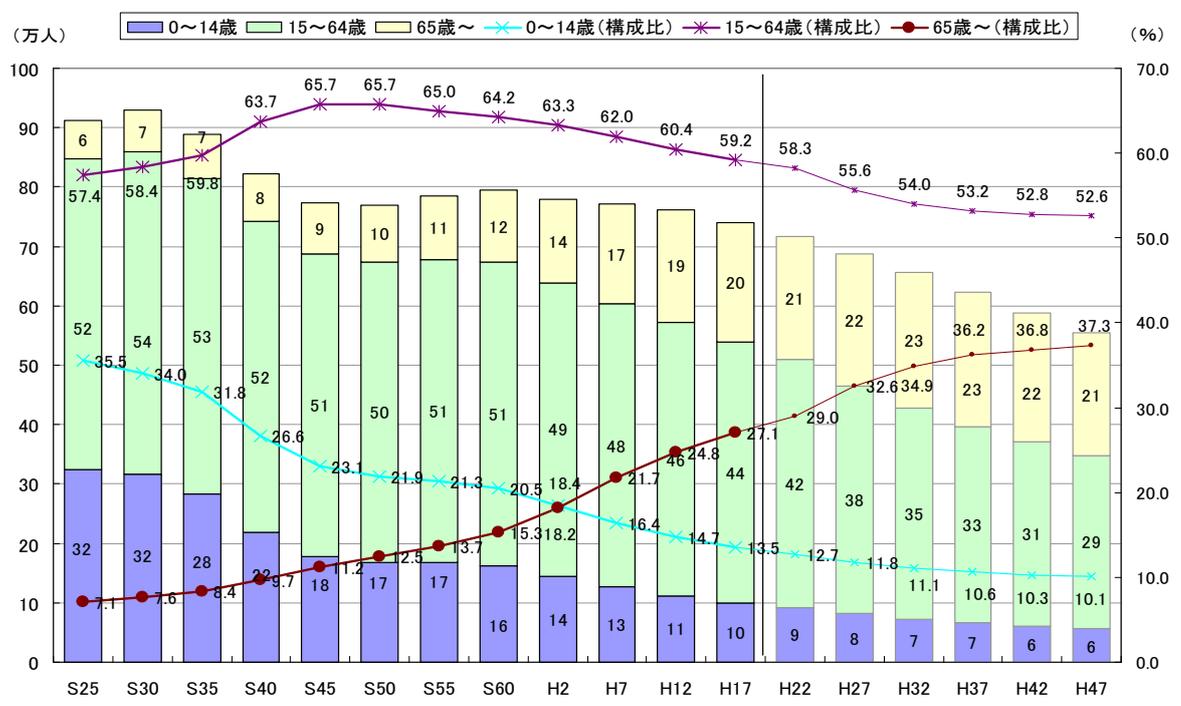
項目	NO	メニュー	事業内容
子どもの預かり充実支援	1	病児・病後児、障害児の預かり事業	・専門的な知識をもって子どもの預かりなどの援助を行える者を養成・登録し、相互援助活動の調整等を行う。
	2	身近な地域での子どもの預かり事業	・ファミリーサポートセンター(国基準会員数100人相当、県単基準会員数30人以上)の設置や利用が難しい地域において、公共施設や会員の自宅等において、子どもの預かりなどの援助を行える者を養成・登録し、相互援助活動の調整等を行う。
	3	子どもの預かりができるボランティア人材の養成事業	・高齢者や子育て中の家庭など、自宅等において、子どもの預かりなどの援助を行えるボランティア人材を養成するための講座を開催する。
	4	民間施設等を場とする学童保育事業	・放課後児童クラブ(国基準平均10人以上かつ開設250日以上、平均20人以上かつ開設200日以上、県単基準平均5人以上、200日以上)の設置が難しい地域、待機児童がいる地域において、保育園・幼稚園、事業所等の民間施設や公共施設を活用して長期休業中や放課後に小学生を受入れる。
特に支援が必要な家庭の支援	5	障害児を育てる家庭、多胎児を育てる家庭、ひとり親家庭、外国人の親家庭の交流事業	・共通する困難を抱える家庭や支援者を対象にした交流や親子活動、学習会を開催することで特有のニーズに対応したきめこまやかな支援を行う。
	6	引きこもりや不登校者の活動の場づくり事業	・義務教育終了後に活動場所のない若者や在籍中でも引きこもりがちな児童・若者を対象とした居場所づくりを行う。
	7	引きこもりや不登校者の活動支援ができる人材等の養成事業	・義務教育終了後に活動場所のない若者や在籍中でも引きこもりがちな児童・若者に対して、個別的・継続的・包括的な支援ができる人材等を養成するための講座を開催する。
	8	子育て支援情報発信事業(IT・紙媒体)	・子育て家庭の子育てに役立つ情報を専用サイトやフリーパーパーで発信したり、子育て支援マップ、子育てヒヤリ・ハッと集の作成など情報紙や資料を作成し啓発する。
大学との連携	9	大学と連携した新たな子育て支援事業	・大学等の研究機関と連携し、人材や施設、活動等を活かして子育て支援を実施する。
家庭の教育力向上	10	子育て講座事業	・子育て家庭を対象に子どもの生活リズムづくりや親学などの学習会や講演会を開催する。
子どもの育ち支援	11	幼稚園機能の確保・創設事業	・就学まで集団生活を体験することが少ない幼稚園の設置されていない地域等において、就学前児童を対象とした集団活動の場づくりを行う。
	12	子ども活動プログラム充実事業	・小中高生を対象とするコミュニケーション講座や通学合宿など子どもが集団で学び、体験するための講座、活動を実施する。
世代間交流活動支援	13	中高大学生の子育てボランティア活動支援事業	・次世代に親となる中高大学生が子育て支援の場でボランティアとして参加したり、自ら企画運営して子どもや子育て家庭といっしょに活動を実施する。
	14	世代間交流活動支援事業	・公民館や子育て拠点施設等において子育て家庭や子どもが高齢者世代との交流活動を実施する。
	15	異年代グループ活動支援事業	・公民館や子育て拠点施設等において子育て家庭や子どもが小中高大学生など若者世代や高齢者と定期的なグループ活動を実施する。
活動や交流の支援	16	子育てグループ活動支援事業	・子育て家庭を対象にした定期的なグループ活動を実施する。
	17	遊休施設を活用した子育て支援の場の整備事業	・遊休施設や空き教室、空き店舗を活用した子育て支援の場を整備する。
	18	子育て家庭の交流活動事業(子育てサロン事業含む)	・子育て支援拠点施設などの相談や交流の場が少ない地域や休日において子育てサロンや交流の場づくりを実施する。
	19	保育所・幼稚園の地域交流活動事業	・保育所・幼稚園において地域の子育て家庭を対象とした交流活動、子育て支援活動を実施する。
預かり以外の保育等支援	20	在宅家庭への訪問育児支援事業	・産褥期や親が病気などで育児や家事が困難な家庭の要請に応じて、ボランティア等が訪問し、育児・家事の補助、提供を行う。
	21	外出付き添い事業	・多胎児や障害児、多子を育てる家庭等からの要請に応じて、外出する際にボランティア等の付き添いを実施する。
父親・祖父母の子育て参加支援	22	父親クラブ、祖父母クラブ活動事業	・父親や孫を育てる祖父母などを対象に、仲間づくりのための交流活動を行う。
	23	父親・祖父母の子育て支援講座事業	・父親や祖父母を対象に、子どもの育ちや地域で利用できる制度などの情報、子育てで役立つ知識や技能などの学習会や講演会を開催する。
企業の取組の充実支援	24	従業員の子育てを応援する企業支援事業	・企業や経済団体を対象にした講演会や検討会を開催したり、専門家を派遣して企業の計画策定を支援する。
	25	企業の子育て支援サービス提供事業	・企業が創意工夫により子育て家庭へのサービスに取り組むための企画・意見交換など会議の開催や研修を実施する。
仕事と家庭の両立支援	26	再就職支援講座事業	・復職準備、再就職のための労働福祉制度の情報提供・学習会や技術習得のための研修会等を開催する。
	27	両立支援講座事業	・子育て家庭が仕事と子育てを両立するための学習会、講演会等を開催する。

資料 1

出生数と合計特殊出生率の推移



年齢3区分別人口と割合の推移



資料 2

島根県次世代育成支援行動計画〔後期計画〕概要

～ しまねっ子 すくすくプラン ～

【目指す社会像】

「子育てするなら島根が一番」と感じられる社会

- 子どもを生き育てたいと願うすべての人が、自分らしい生き方をしつつ地域の人々に温かく支えられ、安心と、喜びと、誇りを持って子どもを生き育てることができる社会
- 子どもが、豊かな自然や文化、地域の温もりに包まれて、心身ともに健やかでたくましく育つ社会

【基本理念】

- I 子育て・子育てをみんなで支える地域づくり
- II 安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備
- III しまねの未来を担う

基本理念 I : 子育て・子育てをみんなで支える地域づくり

- 子育ては、父母その他の保護者が第一義的責任を持つが、同時に次代の社会を担う子どもの育成であることから、社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支援していく必要。
- 核家族化の進行、地域社会の変化などにより、かつて家族や地域、集落等が担っていた子育てを支援する機能や、子どもの健やかな育ちを地域で支える機能が低下し、家庭のみでは、子育て・子育てを負いきれなくなりつつあるので、次世代の育成を支える機能を地域の中に再構築し、地域ぐるみで子育て・子育てを支える風土の定着を図る必要。

基本施策 1 県民気運の醸成と地域における子育て支援の輪の拡大

- ＜施策＞ ①県民気運の醸成（産学官民一体となった普及啓発事業）、②地域における子育て・子育て支援の輪の拡大

基本理念 II : 安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備

- 核家族化の進行や地域におけるつながりの希薄化、子育てに係る費用の増大、仕事と子育ての両立が困難な職場環境、固定的な性別役割分担意識の存在などにより、子育てに対する不安や負担が増大。
- このような状況を踏まえ、地域の実情や多様なライフスタイルに配慮しつつ、子育てに対するさまざまな不安や負担を早急に軽減する必要。

基本施策2 子育てに関する多様な支援の充実

＜施策＞ ①親子の交流や相談の場の充実、②子どもの安心な預かり支援、③経済的負担への対応

基本施策3 特に支援が必要な子どもや家庭への対応

＜施策＞ ①ひとり親家庭等への支援、②障がい児への支援

基本施策4 子どもと親の健康の確保

＜施策＞ ①母子保健等の充実、②不妊治療対策の充実、③小児医療の充実

基本施策5 仕事と生活の調和の推進

＜施策＞ ①仕事と家庭の両立支援、②働き方の見直し

基本施策6 安心して子育てできるまちづくり

＜施策＞ ①良好な生活環境の確保、②安全・安心なまちづくり

基本理念Ⅲ：しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

- 子どもは、親の愛情や家族とのきずなを支えられ、学校や地域の子ども、お年寄り、若者など多世代との触れ合いや、恵まれた自然の中でのさまざまな体験、学習を通して、知性や、豊かな感性、健やかな心身を育み、生命の尊さ、家庭の意義などを理解し、倫理観、自立心等を身に付け、「生きる力」を培っていく。
- 近年、地域社会の変容、家族構成の変化、ライフスタイル・価値観の多様化や、長引く経済不況、保護者の子育てにかかる負担の増大などに伴い、非行・引きこもりや児童虐待の増加、フリーターの増加等が懸念。

基本施策7 次代の親の育成

＜施策＞ ①生命の尊さ、家庭の意義の理解の促進、②若い世代の就業促進

基本施策8 たくましい子どもの育ち

＜施策＞ ①子どもの生きる力の育成、②家庭や地域の教育力の向上、③青少年の健全育成の推進

基本施策9 子どもを守り育てる仕組みづくり

＜施策＞ ①子どもと家庭相談体制の強化、②児童虐待防止対策の充実強化、③社会的養護体制の拡充

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

I 総論

【目的】

子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

【方針】

以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

【新システムとは】

以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

Ⅱ 基本設計

- 子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村（基礎自治体）が制度を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築する。
- 事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。
- 実施主体は市町村（基礎自治体）とし、新システムに関するすべての子ども・子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を一本化し、市町村に対して包括的に交付される仕組み（子ども・子育て包括交付金（仮称））を導入する。
- 給付の内容は、以下の2種類とし、すべての子どもと子育て家庭のニーズに応じて必要な給付を保障する。
 - (1) すべての子ども・子育て家庭を対象とした基礎的な給付
 - (2) 両立支援・保育・幼児教育のための給付

1 国・都道府県の役割

- 国は、新システムの制度設計を担うとともに、市町村への子ども・子育て包括交付金（仮称）の交付等、制度の円滑な運営のための必要な支援を行う。
- 都道府県は、広域自治体として、市町村の業務に関する広域調整や市町村に対する情報提供など、市町村における制度の円滑な運営のための必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、都道府県が主体となって行う事業を行う。

2 市町村の権限と責務

- 市町村は、国・都道府県等と連携し、新システムの下で、現金給付と現物給付の組合せ（配分）や給付メニューの設定（選択）など、自由度を持って地域の実情に応じた給付を設計し、以下の責務の下で、当該市町村の住民に新システムのサービス・給付を提供・確保する。

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用を支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保、基盤の整備責務

Ⅲ 給付設計

1 すべての子ども・子育て家庭支援（基礎給付）

- すべての子ども・子育て家庭を対象にした基礎的な給付として、子ども手当や一時預かり、地域子育て支援等のための給付を行う。

（個人給付）

（1）子ども手当（個人への現金給付）

- 中学生以下の子どもを対象に、子ども手当の給付を行う。

（2）子育て支援サービス（個人への現物給付）

- 乳幼児の良質な成育環境の確保と保護者の負担軽減の観点から、すべての乳幼児と保護者を対象とした個人への現物給付（一時預かり等）を行う。

（3）現金給付・現物給付の一体的な提供

- 市町村の決定する枠組みの下、個人の選択に基づき、子ども手当と個人への現物給付を組み合わせることを可能とする仕組みを検討する。
- 個人給付の一部については、市町村の選択により、以下のような仕組みで給付を行う方法を検討する。
 - ① 個人給付の一部を、就学後の学校給食費等として学校に支払うことを可能とする仕組み
 - ② 給付の趣旨が活かされた利用を促すため、個人給付の一部を、子育てサービス、教育サービス等に利用可能な利用券等の方式により給付を行うことを可能とする仕組み

（4）妊婦健診

- 妊婦健診について、基礎給付として新システムから給付することを検討する。

(その他の子育て支援事業)

(5) その他の地域の子育て支援事業

- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館など、地域の子育て支援のための事業を給付する。

(6) 市町村独自の給付

- 市町村の裁量により、基礎給付の上乗せや、上記の基礎給付以外の子育て支援サービスを新システムの事業として独自に給付することができる仕組みとする。

2 子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援 (両立支援・保育・幼児教育給付(仮称))

- 幼保一体給付(仮称)や育児休業給付等、幼保一体化を含め、仕事と子育ての両立支援と、保育サービス、幼児教育を保障するために、妊娠から出産、育児休業、保育サービスの利用、放課後対策まで、切れ目のないサービスを提供する。

(1) 産前・産後・育児休業給付(仮称)

- 産前・産後・育児期における就業中断中においても安心して子どもを育てることができるよう、妊娠から保育サービスまで切れ目なく給付が受けられる仕組みとして、産前・産後・育児休業中の現金給付の一体化を、実施方法とあわせて検討する。

(2) 幼保一体給付(仮称)

- 幼保一体給付(仮称)は、こども園(仮称)への給付を始め、小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス等の多様なサービスに対する給付とする。
- これらのサービスに対する給付については、価格制度を一本化する。

① こども園（仮称）

- 幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い（保育に欠ける要件の撤廃等）、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園（仮称）に一体化し、新システムに位置づける。
- こども園（仮称）については、「幼保一体給付（仮称）」の対象とする。

② 小規模保育サービス

- 主に3歳未満児に重点化した需要や、へき地などの人口減少地域などに対応するため、家庭的保育サービス、複数の家庭的保育者によるサービス、訪問型サービス、保育所等と連携した形態による小規模サービス等について、小規模保育サービスとして新システムに位置づける。

③ 短時間利用者向け保育サービス

- 主に3歳未満児を対象として日数や時間の短い需要に対応し、短時間労働者等が定期的にご利用する形態のサービスとして、短時間利用者向け保育サービスを新システムに位置づける。

④ 早朝・夜間・休日保育サービス

- 早朝、夜間、休日の保育ニーズに対応した保育サービスとして、早朝・夜間・休日保育サービスを新システムに位置づける。

⑤ 事業所内保育サービス

- 事業所内保育サービスを、新システムに位置づける。

⑥ 広域保育サービス

- 複数の市町村が連携して設置する保育施設、複数の事業者が共同で設置する保育施設等について、広域保育サービスとして、新システムに位置づける。

⑦ 病児・病後児保育サービス

- 体調不良・病気などの場合において必要な保育サービスを提供するものとして、病児・病後児保育サービスを新システムに位置づける。

⑧ その他サービス

※ ①～⑦について、多様な給付メニューのイメージ（別紙）

（給付の仕組み）

- 非正規労働者、自営業者、求職者も含め、親の様々な就労状況にも応じることができる公的保育サービスを確実に保障するため、客観的な基準に基づく保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する。
- 利用者がサービスを選択可能な仕組みとするため、市町村の関与の下、利用者と事業者の間の公的保育契約制度を導入する。
- 必要な給付の保障責務や利用者の支援など、市町村の責務の明確化を図る。
- 利用者に対し、利用したサービスの費用を確実に保障する仕組み（利用者補助方式）とし、一定の利用者負担の下にサービスが利用できるよう、公定価格を基本としつつ、現物給付する。その際、サービスの多様化の観点等を踏まえ、柔軟な制度を検討するとともに、提供される多様なサービスの特性に配慮する。

（多様な事業者の参入による基盤整備）

- 幼保一体給付（仮称）の各サービス類型ごとに、事業者を指定し、指定された事業者がサービスを提供する仕組みを導入（指定制の導入）する。
- 子ども・子育てビジョンの目標達成に向け、幼保一体給付（仮称）の各サービスについて、集中的に整備する。特に、地域におけるNPO等による家庭的保育サービス、小規模保育サービス等の取組支援の拡充を図る。
- イコールフットィングによる株式会社・NPO等の多様な主体の参入促進のため、
 - ・ サービスの質を担保する客観的な基準による指定制を導入する。
 - ・ 施設整備費の在り方を見直す。
 - ・ 運営費の使途範囲は事業者の自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等

を条件に、他事業等への活用を可能とする。

- ・ 会計基準は、法人類型ごとの会計ルールに従うことを基本とする。

(サービスの安定と質の確保・向上)

- 撤退規制、情報開示等のルール化を行うことにより、サービスの安定と質の確保を図る。
- サービスの質の向上を検討する。

(3) 切れ目のないサービスの保障

- 育児休業の給付と保育サービスを一元的な制度により保障することにより、育児休業から保育サービスへの円滑な利用を保障する仕組みとする。

- ① 市町村の認定による保育サービスを受ける権利の付与
- ② ①と連動した市町村によるサービス提供体制確保
- ③ 短時間労働者向けサービスなどのサービスメニューの多様化
- ④ 育児休業中の給付あるいは保育サービスのいずれかが保障される仕組み

(4) 放課後児童給付（仮称）

- 放課後児童給付（仮称）については、「小一の壁」に対応し、保育サービス利用者が就学後の放課後対策に円滑な移行を可能とするという視点に基づき、放課後の遊びの場と生活の場を提供するサービスとして、個人に対する利用保障を強化する。
- 指定事業者ごとに利用登録する仕組みを導入し、登録児童数に応じて当該指定事業者が費用保障する仕組みを検討する。
- 小4以降も放課後児童給付（仮称）が必要な子どもにサービス提供を行う。

(5) 市町村独自の給付

- 市町村の裁量で、両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）の上乗せ給付が可能となる仕組みを検討する。

IV 費用負担

- 社会全体で子ども・子育て支援を支えるという観点から、社会全体（国・地方・事業主・個人）により、必要な費用を負担する。
- 両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）に、事業主・個人が拠出することを検討する。
- 国及び地方の恒久財源の確保を前提として実施する。
- 既存の特別会計（勘定）の活用などにより、子ども・子育て勘定（仮称）を設け、各種子ども・子育て対策の財源を統合し、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金（仮称）として、市町村に対して必要な費用を包括的に交付する。
- 子ども・子育て包括交付金（仮称）の算定基礎は、児童人口などの客観的な指標を基本とするが、両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）について需要量に応じた要素を加味することなどを検討する。
- 市町村は、子ども・子育て特別会計（仮称）において、子ども・子育て包括交付金（仮称）と地方からの財源をあわせ、地域の実情に応じ、給付を行う。
- 事業主拠出の在り方は、社会全体で子ども・子育てを支える観点や、両立支援における企業の果たす役割を踏まえ、企業の経済活動に対する影響などにも配慮しながら、検討を行う。

V 幼保一体化

- 幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い（保育に欠ける要件の撤廃等）、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園（仮称）に一体化する。（再掲）
- すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障するとともに、家庭における子育て・教育にも資するため、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校学習指導要領との整合性・一貫性を確保した新たな指針（こども指針（仮称））を創設する。
- こども指針（仮称）に基づき提供される幼児教育・保育について、資格の共通化を始めとしたこども園（仮称）としての機能の一体化を推進する。
- こども園（仮称）については、現在の幼稚園、保育所、認定こども園からの円

滑な移行に配慮しつつ、学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を可能とする。

VI 新システム実施体制の一元化

- 新システムを一元的に実施する子ども家庭省(仮称)の創設に向けて検討する。

VII 都道府県が行う市町村支援事業

- 子ども・子育て支援施策のうち、広域自治体として市町村を支援する事業、社会的養護を始め都道府県事業として位置づけることが適当であると考えられる事業について、新システムに位置づけることを検討する。

VIII その他

- 子ども・子育て支援のサービス・給付を、子ども・子育て当事者のニーズに即したものとするため、また、効果的かつ効率的な制度運用のため、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議(仮称)を設置することを検討する。
- 具体的な給付設計、費用負担等について、ワーク・ライフ・バランスを推進する観点から制度の検討を行う。
- 給付設計に当たっては、子ども・子育て支援における地方の自主性を発揮する観点から、可能な限り、地方の自由度を尊重することを基本とする。
- まちづくりと連携して子育て支援施設の整備を推進する仕組みづくりを行う。
- すべての子どもを対象とした放課後子ども教室推進事業については、放課後児童給付(仮称)との関係について検討する。

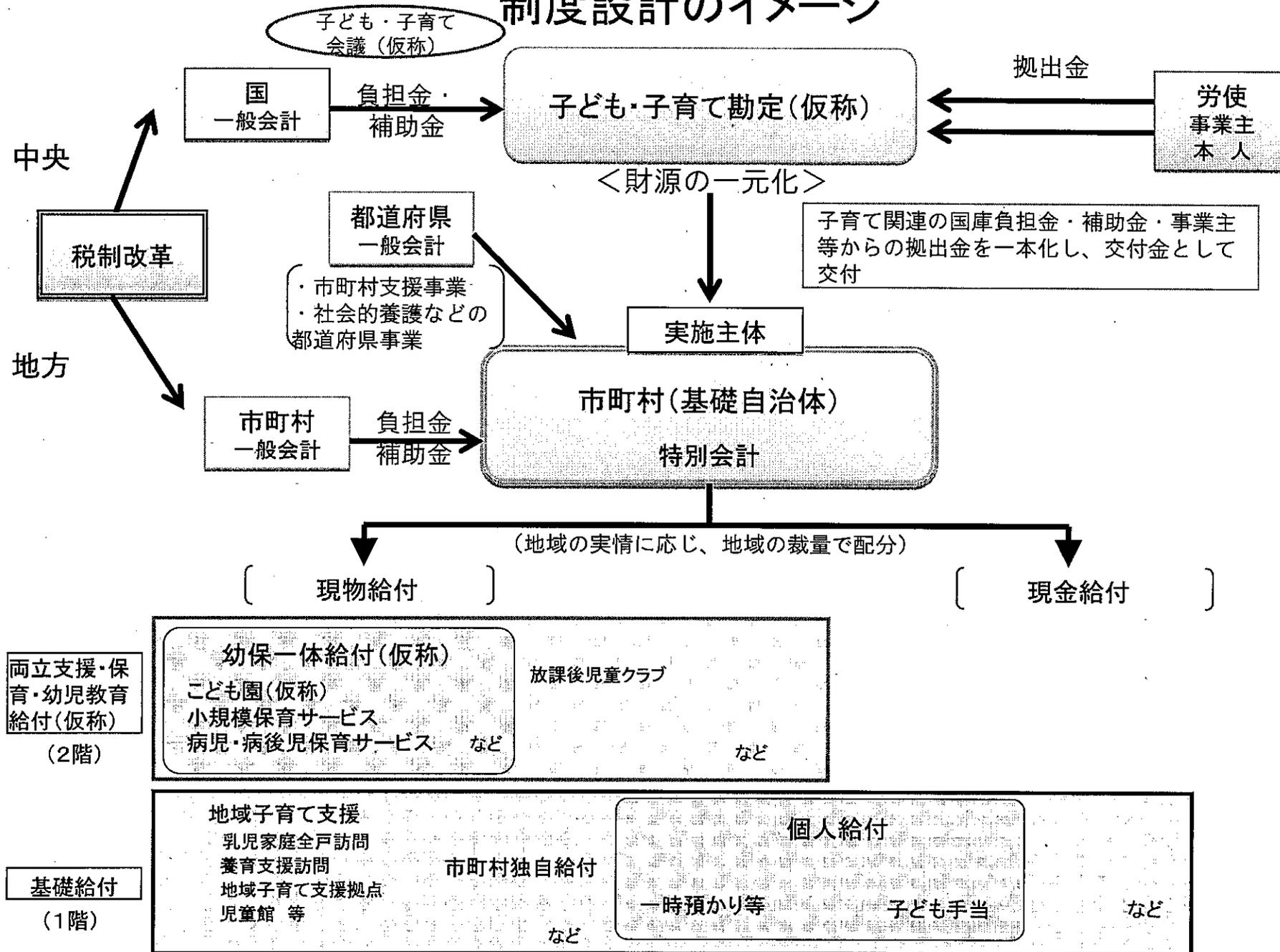
IX 工程

- 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す。

※ 国及び地方の恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施する。

- ※ 待機児童解消対策、現金・現物給付の一体的提供など、23年度から実施できるものは前倒して実施する。
- ※ 新システムの実施に当たっては、成長戦略策定会議等との連携を図る。
- ※ 子ども・子育て包括交付金(仮称)をはじめとした国と地方の役割に関する具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携を図る。

制度設計のイメージ



子ども・若者育成支援推進法について

H22.4.1施行

背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割りの対応では限界

趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
 - ・ 国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
 - ・ 学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

子ども・若者育成支援施策を推進するための枠組みづくり

[国]

[地方公共団体]

子ども・若者育成支援推進大綱

勘案

都道府県、市町村子ども・若者計画 (努力義務)

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

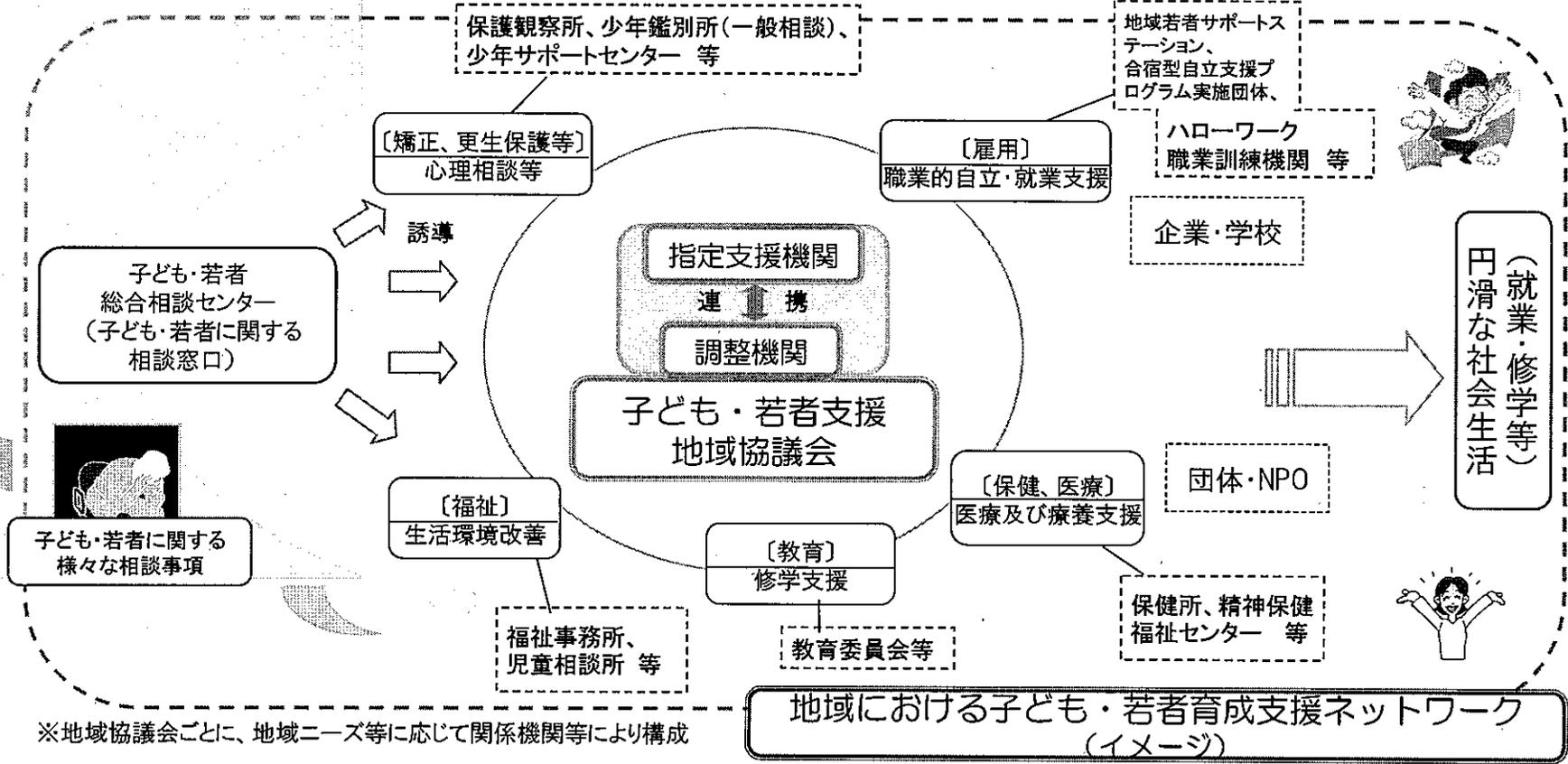
- ・ 関係機関等 : 各種支援の実施 状況把握、誘導、支援内容等の周知
 - 相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導 医療、療養 生活環境改善
 - 修学・就業 知識技能の習得 等の支援
- ・ 地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置): 支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
 - ①調整機関: 協議会の事務の総括、構成機関等との連絡調整、支援状況の把握と連絡調整
 - ②指定支援機関: 支援状況を把握しつつ、必要に応じ自ら支援
- ・ 国 : 調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援

策定

子ども・若者育成支援推進本部 (本部長:総理)

基本理念

- 国の基本的な施策等
- ・ 各関連分野における施策の総合的な実施
 - ・ 国民の理解の増進等(国民運動の展開)
 - ・ 社会環境の整備
 - ・ 子ども・若者総合相談センターの体制確保
 - ・ 年次報告の作成公表



地域における子ども・若者育成支援ネットワーク (イメージ)

平成22年度子ども支援センター事業

【目的】

様々な困難を抱える子ども・保護者などからの相談に応じ、助言・指導や支援活動等を行い、地域ぐるみで子どもたちを健やかに育てること。

島根県警察本部長

委託契約

松江・出雲・浜田・益田各市長

松江市教育委員会
生涯学習課

出雲市教育委員会
青少年育成課

浜田市役所
子育て支援課

益田市教育委員会
市民学習課

松江市青少年支援センター

出雲市子ども支援センター

青少年サポートはまだ

益田市子どもおうえん室

平成16年6月29日開所

平成16年7月1日開所

平成16年7月1日開所

平成16年4月16日開所

松江市白潟本町4-3
スティックビル
TEL0800-200-2700

出雲市今市町北本町1-7
出雲市勤労青少年ホーム
TEL0120-847-867

浜田市殿町1
浜田市役所
TEL0120-783-419

益田市赤城町18-6
益田市勤労青少年ホーム
TEL0800-600-4357

職員5名(嘱託)

【県費2・市費3】

- 元警察官2名
- 元教員2名
- 元市嘱託職員

職員6名(嘱託)

【県費2・市費4】

- 臨床心理士
- 元少年補導職員
- 元教員
- 元介護福祉士
- 女性相談センター員(兼)2名

センター所長

○子育て支援課長(兼)

職員7名(嘱託・パート)

【県費1・市費3】

- 元教員3名
- 県立大学嘱託職員
- 市嘱託職員(兼)3名

職員6名(パート)

【県費1・市費1】

- 元教員2名
- 元児童委員
- 元市職員
- 音楽教室主催
- 事務職員

月曜日～金曜日

月曜日～土曜日

月曜日～金曜日

月曜日～金曜日

少年サポートセンター分室
警部補1 少年補導職員1

少年サポートセンター分室
警部補1 少年補導職員1

少年サポートセンター分室
警部補1 少年補導職員1

少年サポートセンター分室
警部補1 少年補導職員1

【活動内容】

様々な困難を抱える子どもたち・保護者・住民

相談受理

(面接・電話・FAX・メール)

子ども支援センター

子どもに関する
総合相談

地域との
情報交流

子どもに
必要な支援

子ども支援
ネットワーク

街かど
声かけたい

助言・指導
で解決

専門機関
へ引継

ボランティア
による
立直り支援

立直り支援員(ボランティア)の登録

カウンセラー

職場体験指導員

スポーツ・文化指導員

地域交流活動員

その他(学習支援等)



登録～25団体・2465名